

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和1年7月30日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 城陽市長 奥田 敏晴 電話 - -					
主たる業種	地方公共団体	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	別添「環境方針」のとおり						
計画を推進するための体制	別添「環境政策推進組織図」のとおり						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,507.8 トン	6,087.9 トン	5,966.9 トン	5,848.0 トン	-20.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,470.5 トン	6,087.9 トン	5,966.9 トン	5,848.0 トン	-20.1 パーセント	
	目標の根拠	京都府の部門別削減目標値（業務部門3%）から優遇評価1パーセントを加味して目標値を算定。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 (開庁日)	30.90	25.05	24.56	24.07	-20.52 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		開庁日を原単位の指標とする。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		114.0	115.0	115.0	115.0		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	第3期エコプランの推進（LED照明器具への更新、省エネデー等）。第4期エコプラン策定を予定					
	(30)年度	策定予定の第4期エコプランに基づき取組を行う					
	(31)年度	策定予定の第4期エコプランに基づき取組を行う					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーの実施					
	上記の措置を採用する理由	毎月第2水曜日をノーマイカーデーとして実施している。（平成15年度10月以降実施）					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市・市民・市民団体・事業者が協力して環境基本計画を推進し、環境保全の普及・啓発に取り組んでいる「城陽環境パートナーシップ会議」に対して、賛助会費、および事務局としての支援を行なっている。						
特記事項	「第3期城陽市エコプラン」に基づき、平成25年度から平成29年度の5年間に、対13年度比で12%（年平均）削減する目標を掲げ取組んでいる。なお、第3期城陽市エコプランについては平成29年度末で計画期間が終了することから、平成29年度中に第4期エコプランを策定予定である。						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。